

情報公開規程

第1条（目的）

当事業所は、利用者やそのご家族、地域住民など事業運営に関心を有する方からの求めに応じ、事業計画や財務内容の概要を開示いたします。

ただし、営業活動その他不適切な目的による請求には応じません。

第2条（公開する情報）

当事業所は、次の情報について、利用者やその家族、一般の方からの求めに応じて開示する。

1. 事業計画（年度ごとの運営方針や計画内容）
2. 財務内容（収支予算書、決算書等の概要）
3. その他、事業運営の透明性の確保に資すると判断される情報

第3条（公開方法）

1. 上記の情報は、利用者や家族、地域住民等からの求めに応じて閲覧できるようにする。
2. 必要に応じて、当事業所のホームページやパンフレット等に掲載することができる。

第4条（請求手続き）

1. 閲覧を希望する者は、当事業所の代表社員に申し出るものとする。
2. 閲覧方法、日時、場所等は、代表社員が調整のうえ指定する。

第5条（個人情報の保護）

公開にあたっては、利用者や職員等の個人情報に関する部分は開示しない。

第6条（改善）

当事業所は、社会状況や制度改正に応じ、本規程の内容を適宜見直し、改善に努める。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。